

運転免許証自主返納支援制度

運転に不安を感じるなどの理由で運転免許証を自主的に返納した人に、次のような支援をしています。

支援内容 ※一人1回限り、以下のいずれかを選択	
<ul style="list-style-type: none"> ・伯耆町デマンドバス回数乗車券(100円券)11枚つづりを3冊分支給 ・日の丸バス回数乗車券(100円券)11枚つづりを3冊分支給 	
対象者	申請に必要なもの
<p>伯耆町に住所があり、運転免許のすべてを自主的に返納した人のうち、①または②に該当する人</p> <p>①満70歳の誕生日に到達している</p> <p>②以下のいずれかの交付を受けている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・特定疾患医療受給者証 ・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援医療費の受給者証 ・戦傷病者手帳 	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証返納時に交付される「申請による運転免許の取消通知書」または「運転経歴証明書」 ・身体障害者手帳など(手帳をお持ちの人)
申請期限	申請先
<p>警察署で取得する「申請による運転免許の取消通知書」の交付日から5年間</p>	<p>企画課 経営企画室 または 分庁総合窓口課</p>
<p>詳しくはこちら(町ホームページ)▲</p>	



問い合わせ先 ■本制度について 企画課 経営企画室 ☎ 0859-68-4212

■免許返納手続について 黒坂警察署 ☎ 0859-74-0110
西部地区運転免許センター ☎ 0859-22-4607

おしらせ

INFORMATION

5月1日、2日はマイナンバーカード関係の一部手続ができません

4月29日(土)から5月7日(日)まで、全国的なシステム改修作業のため、役場でのマイナンバーカードの一部業務を行うことができません。

手続内容によっては、後日、改めて来庁いただくこととなりますので、ご注意ください。

一部の手続ができない日
5月1日(月)、2日(火)

期間中にできない手続

- 電子証明書の発行・更新・初期化
- マイナンバーカード暗証番号の再設定
- 住所、名前の変更によるマイナンバーカードの記載事項の変更
- 次に該当する方のマイナンバーカードの受け取り

- ・マイナンバーカードを申請した時から受け取るまでの間に氏名や住所の変更等がある人
- ・氏名・住所に常用漢字以外の文字やローマ数字が含まれている人
- ・マイナンバーカード申請時の年齢が15歳未満かつ受取時の年齢が15歳以上の人
- ・外国籍の方でマイナンバーカード申請後に在留期間を更新した人

連休中のカード利用手続にはご注意ください

連休中にマイナンバーカードでの手続を行おうとして、暗証番号の入力が上手くいかずロックがかかってしまった場合でも、4月29日～5月7日にはロック解除および暗証番号の再設定の手続を行うことができません。期間中にマイナンバーカードを利用した手続を検討している人はご注意ください。



詳しくはこちら
(マイナンバーカード)総合サイト

問い合わせ先 住民課 ☎ 0859-68-3115